

議案第84号

奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び奈良
広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年
4月1日から奈良広域水質検査センター組合に、平群町、三郷町、斑鳩町、安
堵町、上牧町、王寺町及び河合町を加入させ、同組合の規約を別紙のとおり変
更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月8日提出

天理市長 並 河 健

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を改正する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月奈良県指令地第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 御杖村 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

別表第2（第5条関係）

地 区	地 区 の 区 域
桜井宇陀地区	桜井市 宇陀市 曾爾村 御杖村
葛 城 地 区	大和高田市 御所市 香芝市 葛城市 上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉 野 地 区	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
内吉野地区	五條市 野迫川村 十津川村
山 辺 地 区	天理市 山添村 川西町 三宅町 田原本町
橿原高市地区	橿原市 高取町 明日香村
北 和 地 区	大和郡山市 生駒市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。